

## 第18号の内容

春です！新生活に向けての心得  
消費者講座から 参加者の声など  
多重債務者無料相談会のお知らせ

## 春です！新生活に向けての心得

春は、就職・進学など新生活が始まる時期です。この時期ならではのトラブル事例をご紹介します。知識があれば避けられるトラブルもあります。



## 入居前の確認とガイドライン 賃貸住宅の心得！

引っ越しが多くなる季節には、敷金トラブルなど賃貸住宅にかかる相談が増えます。敷金トラブルの多くは、退去するときに入居前の状態に戻す「原状回復」の負担を「借りた人」「貸した人」どちらが負担するのかというものです。国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、いわゆる経年劣化、通常の使用による消耗等の修繕費用は、賃料に含まれるものとしています。借りた時には新しい内装であっても、3年借りたのであれば3年経過した状態で返せばよいということです。それでは、通常の使用による消耗とはどのようなもののでしょうか？具体的には、

畳やクロスの日焼け

家具の設置による床やカーペットのへこみ

テレビの後部壁面の黒ずみ



などが「通常の使用による消耗」にあたります。

上記ガイドラインには、強制力はありませんが、望ましい考えとされ、話し合い時の理論的根拠となります。トラブルの未然防止のためには、入居する際の確認も大切です。双方が立ち会い、写真などの記録も残しておくことで安心です。どうしても話し合いがまとまらない場合には、敷金の返還請求額が60万円以下であれば少額訴訟として簡易裁判所に申し立てることができます。

## きっぱり断る、契約は慎重に 悪質な訪問販売撃退の心得！

悪質な訪問販売トラブル！被害者のイメージは高齢者と思われる方が多いかもしれませんが、しかし若者、とくに一人暮らしの若者を狙った被害例もあります。例えば、

「帰宅した頃合いを狙ってやって来た布団の訪問販売員。勧誘は深夜に及び、疲れきった若者は帰ってしてほしい一心で契約書にサインをしてしまった・・・」

このように、深夜に及ぶ勧誘など勧誘方法に問題がある場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても契約を解除することができます。消費生活相談窓口にご相談ください。予防策として、知らない人は室内に入れないようにすることです。また別の事例では、

「引っ越してすぐ、換気扇の点検に業者がやって来た。家主が頼んでくれたのだと思い点検をしてもらった。点検の後、換気扇フィルターを買うように勧められた。このアパートの人はみんな買っているというので、高額だなと思いつつ購入した。後で、家主とはまったく関係がないことがわかった。」

他にも、浄水器や消火器などの被害例もあります。大事なものは、その場ですぐに契約しないことです。商品について詳しく調べたり、身近な人に相談したりする時間を持つようにしましょう。やたらと契約を急がせる業者は要注意です。「クーリング・オフの方法が知りたい。」「クーリング・オフの期間は過ぎているけれども、販売方法に、問題があったと思う。」などの相談は、下記滋賀県消費生活センター、または身近な相談窓口につながる消費者ホットラインまでお電話ください。

### 契約トラブル・製品事故・多重債務など消費生活に関する相談は

滋賀県消費生活センター 0749 - 23 - 0999

(平日・土日 9時15分から4時まで)

消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを！  
0570 - 064 - 370

ひとりで悩まないで  
相談してね！



# 消費生活センター講座から



## 消費者講座その1（平成21年12月17日開催）

消費者被害の現状 ～見守りが必要な人の被害～

高齢者や障害者など「見守り」が必要な方が、巻き込まれて被害者となってしまう消費者トラブルが発生しています。「どのような目配りが必要か」「被害を受けてしまった人をどのようにサポートしていくのか」弁護士の佐口裕之先生に講演いただきました。当日は、一般参加者の他、福祉関係機関からも多数参加いただきました。

参加者の声

「具体的な事例をあげて説明いただきわかりやすかった。」

「困っている人に気づいたら自分より詳しい人に相談することが大切。相談される第一歩の人になろうと思う。」

## 消費者講座その2（平成22年1月21日開催）

契約の基礎知識 ～特商法の改正点について～

特定商取引法が改正された背景や、改正点が消費者を守るためにどのように有効なのかなど弁護士の森野有香先生に講演いただきました。

参加者の声

「契約について、きちんとした知識を身につけることの大切さや、トラブルになったら相談するところがあるということ、多くの人に知ってほしい。」

## 啓発技能向上講座（平成21年11月6・9日 平成22年2月25・26日開催）

椋山女学園大学教授 東珠実先生を講師に迎え、実際に高齢者向け講座プランを作成し発表するという実技中心の講座を開催しました。各回とも、すでに実績がある長浜市内の消費啓発グループに寸劇や人形劇を発表いただきました。

参加者の声

「一方的なお話型の講座ではなく、体験型で楽しく勉強できました。」

「講座を開くにあたり、どういう道筋でやればいいのかよくわかりました。教材の使い方も参考になりました。」

「自分の地域は自分で守るという気持ちが強くなりました。」

みなさんのご参加お待ちしております。  
22年度の講座は、くらしのかわら版  
次号でお知らせします。




## 多重債務者無料相談のご案内

### 多重債務者無料相談会

日時	3月13日(土)	3月20日(土)
	10:00~16:00	
会場	滋賀弁護士会館 (大津市梅林1-3-3)	県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町80-4)
定員	各会場 12名 計 24名 (先着順)	

予約受付・問い合わせ先

滋賀県 県民生活課 消費生活担当  077-528-3412

(主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)

### 近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：3月25日(木) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約受付・問い合わせ先

大津財務事務所 総務課  077-522-3765

**解決しない借金問題はありません  
一人で悩まず、ご相談ください!**

## 消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談専用電話 **0749-23-0999**

受付時間 9:15~16:00 (土日を含む毎日 祝日・年末年始は休み)

なお多重債務にかかる相談は、「多重債務110番 0749-23-1181」でも  
平日 8:30~17:15 まで受け付けています。

「くらしのかわら版」第18号(平成22年3月発行)

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成22年5月上旬に発行予定です。